

地発第0330010号

基発第0330026号

平成21年3月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

石綿届出等点検指導員の配置について

石綿による健康障害の防止に関する業務の円滑な運営に資するため、別紙1のとおり平成21年3月30日付けで「石綿届出等点検指導員規程（平成21年厚生労働省訓第13号）」が制定されたところであるが、同規程第6条の規定に基づき、その細目について別紙2のとおり「石綿届出等点検指導員設置要領」を定めたので、本要領に基づき石綿届出等点検指導員の実効ある活用を期されたい。

なお、指導員の具体的配置等については別途指示することとしているので了知されたい。

○厚生労働省訓第 13 号

部内一般

石綿届出等点検指導員規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 30 日

厚生労働大臣 舛添 要一

石綿届出等点検指導員規程

(設置)

第 1 条 石綿による健康障害の防止等に関する業務の円滑な運営に資するため、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 指導員は、社会的信望があり、かつ、石綿による健康障害の防止等石綿に関して深い識見を有する者であって、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから、都道府県労働局長が委嘱する。

(職務)

第 3 条 指導員は、労働基準監督署長の指示を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 石綿除去作業等に係る計画届及び作業届の点検又は指導に関すること。
- (2) 石綿作業従事労働者等に係る健康診断結果報告書の点検又は指導に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項についての相談及び指導に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、労働基準監督機関が行う安全衛生の確保に関する業務への協力に関すること。

(任期等)

第 4 条 指導員の任期は、1 年以内とする。

- 2 指導員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第 5 条 指導員及び指導員であった者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

- 2 指導員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房
地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

「石綿届出等点検指導員設置要領」

石綿届出等点検指導員（以下「指導員」という。）の配置については、「石綿届出等点検指導員規程」（平成 21 年厚生労働省訓第 13 号）によりその大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

1 職務

指導員は、労働基準監督署に配置し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 石綿除去作業等に係る計画届及び作業届の点検又は指導に関すること。
- (2) 石綿作業従事労働者等に係る健康診断結果報告書の点検又は指導に関すること。
- (3) 石綿除去作業等に係る軽微な事案についての実地指導に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項についての相談及び指導に関すること。
- (5) 各種届出情報又は関係行政機関からの情報の収集及び整理に関すること。
- (6) その他労働基準監督機関が行う安全衛生の確保に関する業務への協力に関すること。

2 委嘱

指導員は、非常勤とし、次の各要件を具備した者のうちから、局長が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり、かつ、上記 1 に規定する職務を行うために深い識見を有する者であること。
- (2) 指導員としての職務を利用して、特定の個人の利益を図り、又は信用を害するおそれがないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて指導員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

3 任期等

指導員の任期は原則 1 年間とし、委嘱日は原則 4 月 1 日とする。ただし、在任期間中

であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において指導員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残留期間とする。

なお、指導員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

指導員に対し、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

5 遵守義務

指導員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
- (4) 指導員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

指導員の委嘱又は解職等については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

ア 局長は指導員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ① 本人の承諾書（様式1）1通
- ② 履歴書（様式2）1通
- ③ 委嘱辞令（写）（様式3）1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

イ 局長は、委嘱をしたときは、石綿届出等点検指導員証票（様式6）以下「指導員証票」という。）を交付すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

局長は指導員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

解職辞令（写）（様式4）1通

なお、指導員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式5）を徴すること。

(4) 指導員証票の返納

局長は、指導員証票の有効期間が満了したとき、指導員を解職したとき又は指導員が死亡したときには、指導員証票を遅滞なく返納させること。

7 公務災害

指導員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとること。

8 執務準則

指導員が、その職務を行うに当たっては、別紙「石綿届出等点検指導員執務準則」により行う。

様式 1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名

印

石綿届出等点検指導員に就任することを承諾します。

様式2

履 歴 書

現 住 所

氏 名

生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学〇〇学部〇〇科卒業

(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日

(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

様式 3

氏 名

石綿届出等点検指導員を委嘱する。

任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長

氏 名

印

様式4

氏 名

石綿届出等点検指導員の委嘱を解く。

年 月 日

〇〇 労働局長 氏 名 印

様式5

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ）のため死亡したので、
お届けします。

記

〇〇労働局
石綿届出等点検指導員
氏 名

様式6（表面）

（用紙は、日本工業規格A7、74×105mmとする。）

第 号	
石綿届出等点検指導員証票	
写 真	氏 名
	生年月日 年 月 日生
上記の者は石綿届出等点検指導員であることを証明する。	
労働局長 印	
年 月 日	
年 月 日まで有効	

様式6（裏面）

石綿届出等点検指導員規程（平成21年3月30日 厚生労働省訓第13号）（抄）

（設置）

第1条 石綿による健康障害の防止等に関する業務の円滑な運営に資するため、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員（以下「指導員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 指導員は、社会的信望があり、かつ、石綿による健康障害の防止等石綿に関して深い識見を有する者であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するものの中から、都道府県労働局長が委嘱する。

（職務）

第3条 指導員は、労働基準監督署長の指示を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 石綿除去作業等に係る計画届及び作業届の点検又は指導に関すること。
- (2) 石綿作業従事労働者等に係る健康診断結果報告書の点検又は指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項についての相談及び指導に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、労働基準監督機関が行う安全衛生の確保に関する業務への協力に関すること。

「石綿届出等点検指導員執務準則」

- 1 石綿届出等点検指導員（以下「指導員」という。）は、その職務を行うに当たっては、石綿届出等点検指導員規程（平成21年厚生労働省訓第13号）によるほか、この石綿届出等点検指導員執務準則によらなければならない。
- 2 指導員は、労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 石綿除去作業等に係る計画届及び作業届の点検又は指導に関すること。
 - (2) 石綿作業従事労働者等に係る健康診断結果報告書の点検又は指導に関すること。
 - (3) 石綿除去作業等に係る軽微な事案についての実地指導に関すること。
 - (5) 前3号に掲げるもののほか、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項についての相談及び指導に関すること。
 - (6) 各種届出情報又は関係行政機関からの情報の収集・整理に関すること。
 - (7) その他労働基準監督機関が行う安全衛生の確保に関する業務への協力に関すること。
- 3 指導員は、関係法令及びその解釈、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項その他労働基準監督機関が行う業務の方針等について理解を深めるとともに、常にその他の職員とも十分な連携を図りつつ、適正な点検、相談、指導等を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。
- 4 指導員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、その都度署長が指名する者に報告し、その処理についての指示を受けなければならない。
 - (1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要のあるもの等自らその指導を行うことが適当でない判断した場合
 - (2) 事案の内容が労働安全衛生関係法令に抵触し、これに伴う措置を必要とすると判断した場合

(3) その他事案の内容から判断して指示を受ける必要があると判断した場合

5 指導員は、署長の定める日に上記2の業務を行った場合には、石綿届出等点検指導員日誌（様式第1号）を作成するとともに、月の初めに前月分について署長に報告するものとする。

指導員は、上記2に掲げる職務に関し、庁外活動を行ったときは、庁外活動報告書（様式第2号）を遅滞なく署長に提出するものとする。

6 指導員は、業務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
- (4) 指導員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
- (5) 庁外活動を行う場合には、石綿届出等点検指導員証票を携帯すること。

様式第 1 号

石綿届出等点検指導員日誌

(年 月分)

石綿届出等点検指導員

氏 名

印

年 月 日 ()		勤務時間 時 分 ~ 時 分
業務	件数	指導事項等

様式第 2 号

石綿届出等点検指導員庁外活動報告書

平成 年 月 日

〇〇労働基準監督署長 殿

〇〇労働基準監督署
石綿届出等点検指導員
氏 名 印

石綿届出等の点検指導業務について、平成 年 月 日庁外活動を行った結果を下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容